

平成17年度版  
(平成16年度実績)

# 鳥取市の環境

鳥取市環境下水道部 環境政策課



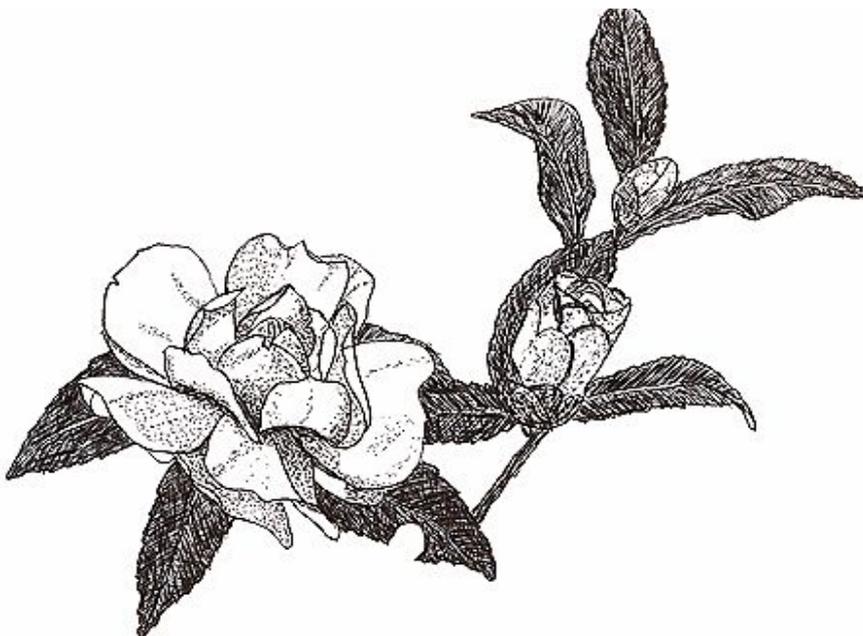
## 鳥取市民憲章

わたくしたち鳥取市民は、わたくしたちのまちをより明るく、より美しく、より豊かにするためこの憲章を守ります。

- 1 わたくしたちは、だれにも親切にしましょう。
- 1 わたくしたちは、正しく時間を守りましょう。
- 1 わたくしたちは、まちに緑を育てましょう。
- 1 わたくしたちは、公共物を大切にしましょう。
- 1 わたくしたちは、清潔な環境を作りましょう。

(昭和33年10月1日制定)

鳥取市の木 サザンカ (平成17年11月1日制定)



# 目 次

I	鳥取市の自然	
1	現状	1
2	保全対策	5
II	地球環境問題への取組	
1	アジェンダ 2.1 鳥取市	9
2	環境に配慮した庁内率先行動計画	9
3	地球温暖化対策実行計画	9
4	ISO14001環境マネジメントシステム	10
III	環境の現状と対策	
1	水質汚濁	
(1)	河川と池の水質の現状	12
(2)	水質汚濁防止対策	17
2	大気汚染	
(1)	大気汚染の現状	19
(2)	大気汚染防止対策	21
3	騒音	
(1)	騒音の現状	22
(2)	騒音防止対策	23
4	振動	
(1)	振動の現状	25
(2)	振動防止対策	25
5	悪臭	
(1)	悪臭の現状	26
(2)	悪臭防止対策	26
6	公害苦情	27
IV	資料	
	自然保護及び環境保全条例	28
	自然保護及び環境保全条例施行規則	34

# I 鳥取市の自然

## 1 現状

本市は日本海に面し、国立公園鳥取砂丘を始め、湖山池、多鯰ヶ池、水尻池の三つの池、南北を貫流する千代川、標高 1,000mを超える山地など、多様で豊かな自然に恵まれている。

本市独自の自然環境調査は実施されていないが、鳥取県などにより数次にわたり各種調査が行われている。その中で植生など本市関係のものは次のとおりとなっている。

### (1) 植生

#### ① 照葉樹帯域

標高 400～500mあたりまで、タブノキ、スダジイ、シラカシなどの照葉樹が見られるが、ほとんどの地域で人の手が入り、住宅地、農林業地として利用され、自然林は神社の森や急傾斜地などにわずかに残っているにすぎない。

沿岸には、千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に、鳥取砂丘には幅 1.2km に及ぶ砂丘が保全されており、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギなど多様な砂丘植物が見られるが、砂の移動が止まり、帰化植物の進入など草原化が進んでいる。

#### ② ブナ帯域

標高 500m以上がブナ帯域となるが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クヌギ、コナラなどの二次林となっている。

河原町から佐治町にかけての三国山塊や国府町の扇ノ山の一部にはかなりの規模のブナ林が残っている。

### (2) すぐれた自然

鳥取県自然環境調査研究会の調査（平成3年）の結果、本市におけるすぐれた自然として次のものがあげられている。

#### 【すぐれた自然：地形・地質】

##### ○ 火山とその山地

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山	国府町他	第四紀更新世の玄武岩質火山群
河合谷高原	国府町他	溶岩流の台地

##### ○ 非火山山地

名 称	位 置	選定の理由
駟 馳 山	福部町他	海岸の独立峰、波食棚・海食崖の発達した岩石海岸
久 松 山	百谷他	花崗岩の孤立峰と山城の跡
因 幡 三 山	桜谷他	孤立丘（面影山、今木山、甑山）
霊 石 山	河原町他	メサ型地形
三角山（頭巾山）	用瀬町	急峻な傾斜をもつ山地
波多ノ台（黒岩高原）	用瀬町他	玄武岩溶岩流のつくる平坦な高原
鷲 峰 山	鹿野町他	孤立峰
吉岡・鹿野・岩坪 活断層	鹿野町他	鳥取県で顕著な活断層

○ 河川（峡谷・滝・段丘）・湖沼

名 称	位 置	選定の理由
雨 滝	国府町	扇ノ山山麓の滝
雨 滝 峡 谷	国府町	峡谷
安蔵川溪谷	用瀬町	花崗岩に形成された溪谷
佐治川溪谷	佐治町	溪谷
山 王 滝	佐治町	滝
三 滝 溪 谷	河原町	千畳滝、夫婦滝などの多くの滝と急流河川
岩坪のおう穴	岩坪	おう穴
多 鯰 ケ 池	浜坂他	砂丘と成因的に関連する池
湖 山 池	湖山他	面積の大きな潟湖
青 島	高住	離れ島
鳴 滝	青谷町	滝

○ 海岸・砂丘

名 称	位 置	選定の理由
鳥 取 砂 丘	浜坂他	バルハン型の凹地が発達した海岸砂丘。火山灰により古砂丘、新砂丘に2分される。
白 兎 海 岸	白兎	因幡の伝説で知られる砂浜海岸、波食棚
長 尾 鼻	青谷町他	広い岩棚をもつ海食崖
鳥取県内に分布する 鳴り砂	浜坂他	清浄な砂粒からなる砂浜海岸

○ 地質（先新第三系・新第三系）

名 称	位 置	選定の理由
三郡変成岩中の枕状溶岩	河原町他	三郡変成岩中にみられる枕状溶岩：海底火山活動の証拠
郡家礫岩層	河原町他	鳥取層群の基底礫岩層
河原火砕岩層	河原町他	鳥取層群の火砕岩層
円通寺礫岩砂岩層	円通寺他	鳥取層群中部累層の基底礫岩層
普含寺泥岩層	国府町他	貴重で豊富な化石を産する鳥取層群の代表的地層
小田安山岩層	国府町他	鳥取層群の一部層
荒金火砕岩層	国府町他	鳥取層群の火砕岩層
摩尼参道の柱状節理	覚寺	安山岩の柱状節理

○ 化石

名 称	位 置	選定の理由
上地の動物化石	国府町	鳥取層群岩美累層普含寺泥岩層の模式地と海生動物化石の産出地

○ 化石

名 称	位 置	選定の理由
辰巳峠層の植物化石	佐治町	西日本における中新世後期を代表する化石植物群とその地層（県指定天然記念物）
宝木亜炭層の昆虫化石	気高町	白兔礫層中の亜炭層とネクイハムシ亜科を主とする昆虫化石

○ 岩石・鉱物・鉱床

名 称	位 置	選定の理由
佐治川石	佐治町	三郡変成帯の緑色岩で鑑賞石
山口の“やしろみかげ”	用瀬町	節理の少ない良質の石材で、県内最古期の花崗岩の一つである用瀬花崗岩
南田石と円護寺石	福部町他	緑色凝灰岩で、加工しやすく火に強い石材

○ 温泉・湧水

名 称	位 置	選定の理由
吉岡温泉	吉岡温泉町	県庁所在地にある単純透明泉
布勢の清水	気高町	湧泉、因伯の名水

【すぐれた自然：植物】

○ 社叢

名 称	位 置	選定の理由
坂谷神社社叢	福部町	スダジイが優占する自然度の高い照葉樹林（県指定天然記念物）
南田神社社叢	福部町	スダジイーカシ型の照葉樹林
多鯨ヶ池の弁財天社叢	福部町	小規模であるが、砂丘の歴史に関わる自然度の高いスダジイ林
高岡神社社叢	国府町	ヤブツバキ及びスダジイの照葉樹林（県指定天然記念物）
宇部神社社叢	国府町	比較的希少なシラカシ林を主体とするすぐれた照葉樹林
椎谷神社社叢	覚寺	ホソバニセジュズネノキの群生するスダジイ林
樗谿神社社叢	上町	大規模なスダジイ林と特異なモミ林（市指定天然記念物）
大野見宿禰命神社社叢	徳尾	低地残丘のすぐれた照葉樹林（国指定天然記念物）
倉田八幡宮社叢	馬場	平野部低湿地の代表的照葉樹林（国指定天然記念物）
意上奴神社社叢	香取	巨木の多い多彩な林相の県下最大規模の照葉樹林（県指定天然記念物・県自然環境保全地域）
伏野神社社叢	伏野	クロキの多い海岸地域照葉樹林
白兔神社社叢	内海	白兔伝説にまつわる海岸地域照葉樹林（国指定天然記念物）

○ 社叢

名 称	位 置	選定の理由
御熊神社社叢	御熊	巨木の多いタブノキ・シラカシ照葉樹林
矢矯神社社叢	矢矯	タブノキとウラジロガシの巨木が多い照葉樹林（県指定天然記念物）
松上神社社叢	松上	天然記念物のサカキ樹林を含む広域自然林（国指定天然記念物・県自然環境保全地域）
権現の森 （高山神社社叢）	河原町	移行帯林として落葉紅葉樹林帯要素が混生する照葉樹林
犬山神社社叢	用瀬町	希少種のイヌブナやツクバネガシが生育する照葉樹林（県指定天然記念物）
金山神社社叢	佐治町	山地型の代表的な照葉樹林
相屋神社社叢	青谷町	スダジイの大木が多く典型的な照葉樹林（県指定天然記念物）
鷲峯神社社叢	鹿野町	スダジイが主体のすぐれた照葉樹林
茂宇気神社社叢	鹿野町	カゴノキやウラジロガシなどの巨木が多いすぐれた照葉樹林

○ 森林

名 称	位 置	選定の理由
雨滝周辺の自然林	国府町	渓谷林とブナ林
扇ノ山のブナ林	国府町他	鳥取県東縁部のブナ林
合せヶ谷スリバチの クロマツ林	浜坂	鳥取砂丘地内凹地の歴史的クロマツ自然林
久松山の城跡自然林	東町他	アラカシなど特異種を含むスダジイ林およびタブノキ林
船磯のスダジイ林	気高町	スダジイの大木が多い海岸急斜面の照葉樹林
青谷町飯盛山のブナ林	青谷町	低標高山地に発達する貴重な冷温帯自然林
鷲峯山のブナ林	鹿野町	植物相が豊富なブナ林
三滝溪の渓谷林	河原町	冷温帯渓谷林とブナ林
高鉢山・北谷の自然林	佐治町	原生的自然林としてのブナ林と渓谷林
山王滝周辺の自然林	佐治町	暖帯常緑樹林帯・冷温帯落葉広葉樹林の移行帯的自然林
三国山のブナ林	佐治町他	自然維持林に指定されたブナ林

○ 低木林・草原

名 称	位 置	選定の理由
鳥取砂丘の植生	福部町他	日本最大規模の海岸砂丘における砂丘植生
八本越三原台の ススキ草原	佐治町	中国脊梁山地直下の高原に広がる特異なススキ草原

○ 湿原・湿地林

名 称	位 置	選定の理由
菅野湿原	国府町	低標高地のミズゴケ湿原（県指定天然記念物）
波多ノ台（黒岩高原）の草原	用瀬町他	ミズゴケ湿原のあるススキ草原

○ 貴重植物群生地

名 称	位 置	選定の理由
布勢平神社のバイカモ水生群落	気高町	冷涼な湧水池の水生植物群落

【すぐれた自然：動物】

○ 重要生息地域

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山・雨滝・広留野・河合谷高原	国府町他	豊富な動物相、山地性希少動物の分布、環境省(1991)絶滅危惧種などの重要生息地
那岐山とその周辺の山地（波多ノ台・籠山・牛伏山）	用瀬町他	山地草原性昆虫類、亜高山性の鳥類の生息地として、また、数種の森林性の動物の交雑帯あるいは分布境界が集中して見られる地域として重要
鳥取砂丘	浜坂他	砂丘に特徴的な動物が生存
久松山とその一帯	東町他	各種の動物の生息地として貴重な地域 繁殖地・渡来地など生態的にすぐれている地域
高鉢山・高山・三滝溪	河原町他	山地性動物・南方系動物の分布、豊富な動物相
水尻池	気高町	オオハクチョウなどの渡来越冬地およびカモ類などの生息地
鷲峯山	鹿野町	貴重な種を含む各種の動物の生息地

2 保全対策

すぐれた自然を保護するため、自然公園法を始め、鳥取県及び本市の条例等により各種保護対策が講じられている。

(1) 鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定

① 自然緑地保護地区

自然を残すため必要な地域として、久松山一帯を指定している。

② 動植物保護地区

野生動植物を保護するため必要な地区として、次のものを指定している。

【動植物保護地区】

名 称	保 護 地 区
カジカ（カエル）	野坂川上流（河内～安蔵）
シヤクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社（上砂見）、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

③保存樹木(名木・古木)

名木や古木を保存すべき樹木、森林として次のとおり22か所指定している。

自然保護と環境保全の重要性を啓発することを目的として、市民を対象とした観察会を毎年実施している。

【保存樹木(名木・古木)】

名 称	樹種	樹齡(年)	樹高(㍍)	所在地
男松・女松	マツ	350	4～5	戒町
八幡宮参道松並木	マツ	320以上		馬場
賀露神社社叢	マツ	400～500	22～29	賀露町北1
下味野神社の榎	エノキ	460	17.8	下味野
河内神社社叢	カゴノキ	200～300	25	河内
浄源寺のモッコク	モッコク	200	10	上原
梨の親木	ナシ	100	2	桂見
聖神社社叢	イチョウ ケヤキ	290以上	28 26	行徳2
長田神社のケヤキ	ケヤキ	250以上	27	東町1
国安稲荷神社のシイ	シイ	500	12	国安
荒神椋	ムク	1,000	28	横枕
卯垣神社社叢	シイ スギ	1,000	13 34	卯垣1
古市谷口宅のカエデ	カエデ	不明	11	古市
八幡宮社叢	ケヤキ	470	15～17	古海
渡辺家の藤と椎の木	フジ スダジイ	100以上	8	越路
正福寺の銀杏と五葉の松	イチョウ ヒメコマツ	約700 約400	29.6 30	河内
玉屋神社の大杉	スギ	約800	約25	上味野
甲山神社のタブノキ	タブノキ	300～350	11.5	里仁
奈佐日本之助の墓のタブノキ	タブノキ	400以上	9.2	浜坂
天然庵のイヌマキ	イヌマキ	約400	10	円護寺
安長堤防林	タブノキ他			安長
一里松	マツ	約150	約8	浜坂

(2) 自然公園法等による指定

本市では、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園が自然公園として指定されている。

(3) 鳥取県自然環境保全条例による指定

県内におけるすぐれた自然環境を保全するため、県自然環境保全地域として本市においては次のものが指定されている。

【県自然環境保全地域】

地域名	指 定 理 由
菅 野	ミズゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷河期の花粉等を有する泥炭層
香 取	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林
松 上	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林
佐 治	穿入蛇行地形、V字形峡谷、緑色千枚岩を原石とする佐治石分布
洗 足 山	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地
北村権現	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優先種とする特異な群落
気 高 殿	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ、スダジイ等の常緑広葉樹林
鹿野河内	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林

(4) 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護や繁殖を図るため、次のとおり保護区や銃猟禁止区域等が設定されている。

【鳥獣保護区等】

名 称	面 積	存 続 期 間	
鳥 獣 保 護 区	岩 美	2,590ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	扇 ノ 山	1,661ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
	久 松 山	460ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日
	千代川流域	641ha	平成 8 年 11 月 1 日 ～ 平成 18 年 10 月 31 日
	湖 山 池	1,160ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日
	鷺 峰 山	893ha	平成 15 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 10 月 31 日
	高 鉢 山	302ha	平成 15 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 10 月 31 日
銃 猟 禁 止 区 域	布 勢 桂 見	235ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
	鳥 取	2,684ha	平成 10 年 11 月 1 日 ～ 平成 20 年 10 月 31 日
	百 谷	122ha	平成 11 年 11 月 1 日 ～ 平成 21 年 10 月 31 日
	上 野	368ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	津 ノ 井	533ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	千 代 川	360ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
郡家船岡八東川	595ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日	

	名 称	面 積	存 続 期 間
銃 猟 禁 止 区 域	佐治川ダム	34ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	水 尻 池	32ha	平成 7 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	日 光 池	40ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
	糸 録 池	13ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	玉 津	39ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	河 内 川	153ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日

(5) その他の指定

① ふるさといきものの里の指定

環境庁は、身近な自然の象徴である小動物とその生息環境の保全や回復を図る地域住民の努力を顕彰するため、「ふるさといきものの里」として各地の活動を選定した。本市では次のものが選定されている。

【ふるさといきものの里】（平成元年 4 月選定）

名 称	概 要
鳥取市ホテルの里 （鳥取市上町・樗谿公園）	樗谿ホテルの会がホテル、カワニナの放流と生息地の環境保全活動を実施

② 因伯の名水

鳥取県は、泉や良好なままに保たれている水辺を保護し、水質保全への認識を深めることを目的に「因伯の名水」として県内の 21 か所を選定した。このうち本市では次のものが選定されている。

【因伯の名水】（昭和 60 年 6 月選定、平成 2 年 12 月追加選定）

名 称	概 要
[暮らしの中の泉] 布勢の清水（気高町殿）	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用
[ふれあいの水辺] 多鯰ヶ池（覚寺、福部町湯山）	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣など多くの人に憩いの場として親しまれている伝説の池
[ふれあいの水辺] 千代川（用瀬町水域）	千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は、江戸時代から続いている流しびなの里として町民の心の清流であり、釣り人、ドライバーの憩いの場
[ふれあいの水辺] 山王滝水域（佐治町中）	山王滝を中心とした自然性豊かな水辺には、キャンプ場、遊歩道などを整備
[ふるさとの溪流] 雨滝渓谷（国府町雨滝）	水量豊富な滝を有する渓谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地紅葉など訪れる人が多い
[ふるさとの溪流] 三滝溪（河原町北村）	変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい溪流は、四季を通じて人々に親しまれている
[ふるさとの溪流] 不動谷川流域（青谷町原谷）	趣を異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな溪流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い

## II 地球環境問題への取組

### 1 アジェンダ 21 鳥取市

いま、私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模で、しかも世代を超えて影響をおよぼす環境問題に直面している。

平成4年6月、ブラジルにおける「地球サミット」により、21世紀をめざし地球を守るための具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択された。

地球環境問題が私たちの日常生活や経済活動と深く関わり、その解決方法、対応策の多くが地域に根ざしたものであることから、地方公共団体が地域のための「ローカルアジェンダ21」を策定することを求めている。

これを受けて、鳥取市では平成10年3月、地球環境保全のための具体的な行動指針として「アジェンダ21鳥取市」を策定した。

### 2 環境に配慮した庁内率先行動計画

平成10年3月に策定した「アジェンダ21鳥取市」では、地球環境保全のため市民・事業者・行政がそれぞれ連携、協力して積極的に取り組み、具体的な行動を通じて環境に配慮していくことを求めている。

そのため、市としても、一事業所として環境に配慮した行動を示すため、平成10年11月に庁内率先行動計画を策定し、再生品の利用促進、省エネルギー型機器の導入、廃棄物の減量化、リサイクルの推進などに取り組むこととした。

### 3 地球温暖化対策実行計画

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、

- ① 地方公共団体が排出している温室効果ガスの総排出量の把握
- ② 削減目標の設定
- ③ 削減に向けた取り組み等の実行計画の策定

が義務づけられた。

このため、本市としても市役所が排出する温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化対策を推進するため平成13年3月に実行計画を策定した。

#### 取組状況

##### ① 目標と取組

平成13年度から平成17年度の5年間、毎年、平成11年度の温室効果ガス排出量（964,119kg）に対して6%の削減

##### ② 計画対象範囲

計画の対象範囲は、市役所の本庁舎、第2庁舎及び下水道庁舎

##### ③ 平成16年度の実績

平成16年度の温室効果ガスの総排出量は、958,149kgで、基準年度の平成11年度と比較して、5,970kg-CO<sub>2</sub>（0.6%）削減した。

## 4 ISO14001（鳥取市環境マネジメントシステム）

鳥取市役所は平成14年12月にISO14001を認証取得し、環境に配慮して業務を行っている。

### （1）鳥取市環境マネジメントシステムの概要

「環境マネジメントシステム」は、自らが設定した目標を達成するために行動計画を作成して実行し、その結果を評価し、問題点を解決してまた改めて実行するという「継続的改善」をその特徴としている。

鳥取市役所では次の行動計画（実施計画）を作成し、具体的な指針として実行している。

- ア. 「アジェンダ21鳥取市」の行動方針に基づく環境改善活動の継続的かつ着実な実施
- イ. 事務事業から生じる環境負荷の的確な把握と低減の継続実施  
特に次の事項を重点的に取り組むべき課題としている。
  - ①省資源、省エネルギーの推進
  - ②廃棄物発生抑制と減量化、リサイクルの徹底
  - ③環境配慮物品購入の推進
  - ④公共事業における環境負荷低減への取り組み
  - ⑤イベント実施時の環境負荷低減への取り組み
- ウ. 環境配慮の視点を業務実施に取り入れた業務の継続的改善

### （2）鳥取市環境マネジメントシステムの適用範囲

鳥取市環境マネジメントシステムは、鳥取市役所本庁舎、第2庁舎、環境下水道部庁舎の各部署、神谷清掃工場を適用範囲として、平成14年12月に認証を取得した。

市町村合併により、平成17年から総合支所（国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町）、駅南庁舎を加え、適用範囲を拡大した。

### （3）具体的な取り組み内容

ア. 環境負荷軽減への対応（全体目的・目標）

- ① 省エネルギーの推進
  - a. 電気使用量の削減
  - b. 燃料使用量（ガソリン・軽油）の削減
  - c. 水道使用量の削減
  - d. 重油使用量の削減
  - e. 灯油使用量の削減
- ② リサイクルの推進、廃棄物の減量
  - a. 紙使用量の削減
  - b. 可燃ごみ排出量の削減
- ③ グリーン購入の推進
  - a. グリーン購入の推進・調達率向上

イ. 環境負荷軽減への対応（部署別目的・目標）

- ①環境に配慮した公共事業の推進
  - a. 騒音・振動の抑制並びに近隣住民への配慮推進
  - b. 自然環境に配慮した事業推進
  - c. 工事資材の再生品利用推進
  - d. 廃棄物の減量化と適正処分の順守

②安全な薬剤散布の推進

- a. 薬品の安全な取扱の徹底
- b. 近隣の住民や動植物、通過車両、通行人への対応
- c. 未使用薬剤の適正な処理

③環境に配慮した行事の推進

- a. 参加者にも環境配慮を意識させるイベントの実施
- b. 省資源、省エネルギーに配慮したイベントの企画、実施

(4) 平成16年度の実績

取組項目	平成16年度		平成15年度		平成14年度	
	実績	削減率	実績	削減率	実績	削減率
電気使用量 (kwh)	5,280,266	11%削減	5,438,904	9%削減	5,825,134	2%削減
自動車燃料 (ℓ)	95,711	25%削減	117,658	9%削減	127,819	1%増
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	19,275	65%削減	20,585	63%削減	49,820	11%削減
重油使用量 (ℓ)	210,362	8%削減	196,117	15%削減	233,273	2%増
灯油使用量 (ℓ)	21,378	3%削減	13,605	38%削減	20,000	9%削減
紙使用量 (枚)	5,641,167	25%削減	5,859,851	22%削減	5,705,303	24%削減
可燃ごみ排出量 (kg)	16,003	18%削減	14,846	25%削減	18,825	4%削減
グリーン購入	95%	—	92%	—	86%	—

※平成12年度実績比

(5) 平成17年度の全体目標

取組項目	目 標
電気使用量	平成16年度使用量実績・推計比で 6%削減 (7,713,640kwh)
自動車燃料	平成16年度使用量実績・推計比で10%増加 (122,820ℓ)
水道使用量	平成16年度使用量実績・推計比で 8%削減 (42,450 m <sup>3</sup> )
重油使用量	平成16年度使用量実績比で 10%削減 (189,320ℓ)
灯油使用量	平成16年度使用量実績比で 3%削減 (20,730ℓ)
紙使用量	平成16年度使用量実績・推計比で10%削減 (6,940,860枚・A4換算)
可燃ごみ排出量	平成16年度使用量実績・推計比で 6%削減 (22,300kg)
グリーン購入	調達率95%

### Ⅲ 環境の現状と対策

#### 1 水質汚濁

##### (1) 河川と池の水質の現状

本市における公共用水域の汚濁の状況は、県が毎年度作成する「公共用水域水質測定計画」に基づき実施している。平成16年度の各河川等の調査結果は、次のとおりである。

##### 【千代川】

千代川は、有富川との合流点から上流は類型AA（BOD 1mg/ℓ以下）、下流は類型A（BOD 2mg/ℓ以下）の環境基準が定められている。4地点（類型AA水域2地点、A水域2地点）の水質は、BOD（75%値）0.9～1.2mg/ℓで、4地点ともすべて基準に適合している。経年的にみるとほぼ同程度の水質で推移している。

##### 【旧袋川】

旧袋川の7地点の水質は、BOD（75%値）でみると、1.0～2.8mg/ℓ（河川類型AA～C相当）で、前年度と比べると良くなっており、経年的にみても年により変動はあるものの浄化の傾向を示している。

旧袋川の流入河川（天神川、山白川、狐川）の水質は、BOD（75%値）でみると、1.1～1.9mg/ℓ（河川類型B～C相当）で、前年度と比べると良くなっている。経年的にみても変動はあるものの、浄化の傾向を示している。

##### 【湖山川等】

湖山池の流入河川（湖山川、枝川）の水質は、BOD（75%値）でみると、1.9～2.6mg/ℓ（河川類型B相当）で、前年度に比べると、やや悪くなっている。経年的にみると湖山川、枝川は浄化の傾向を示している。

流出河川である湖山川の水質は、BOD（75%値）でみると、3.0～3.7mg/ℓ（河川類型C相当）と汚濁している。これは、池の水質が汚濁しているためだけでなく、湖山町地内からの生活雑排水が多量に当河川へ流れ込んでいるためである。

##### 【その他の河川】

砂見川、有富川、野坂川、大路川、新袋川の水質は、BOD（75%値）でみると、1.0～2.1mg/ℓ（河川類型A～B相当）で、前年度と比べると同程度である。

経年的にみるとほぼ同程度の水質で推移している。

##### 【湖山池】

湖山池は、湖沼類型A（COD 3mg/ℓ以下）の環境基準が定められている。

4地点の水質は、COD（75%値）5.1～5.2mg/ℓで、いずれの地点も環境基準に適合していない。経年的にみると、年により変動はあるものの、ここ数年は同程度の水質で推移している。

また、主な汚濁の原因である窒素、リンの濃度も前年度とほぼ同程度である。

【測定地点】

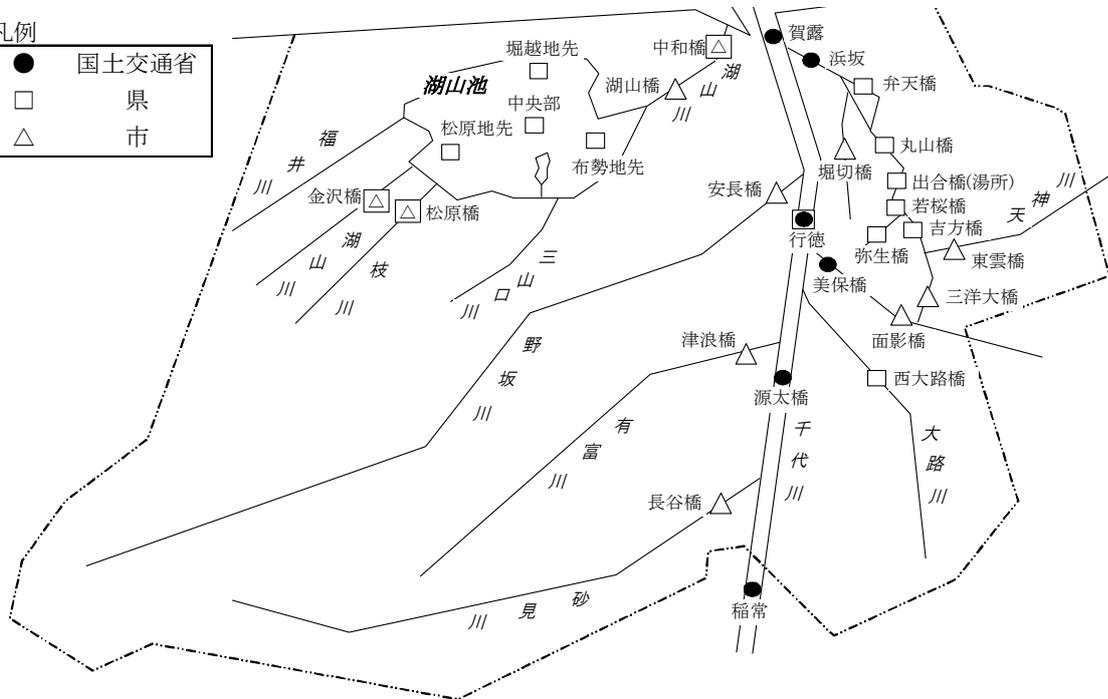
※ 市内の河川及び池の水質測定実施機関

千代川 … 国土交通省・県	旧袋川 … 国土交通省・県・市	湖山川 … 県・市
野坂川 … 市	狐川 … 市	枝川 … 県・市
新袋川 … 国土交通省・市	山白川 … 県	湖山池 … 県
有富川 … 市	天神川 … 市	
大路川 … 県	砂見川 … 市	

注：新袋川の河川名は袋川であるが、区別のため本書では新をつけている。

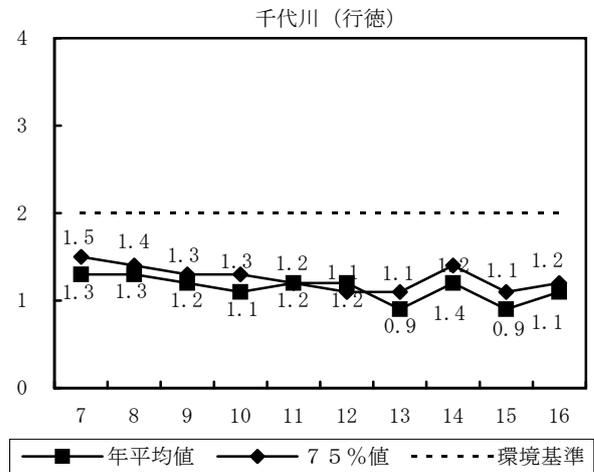
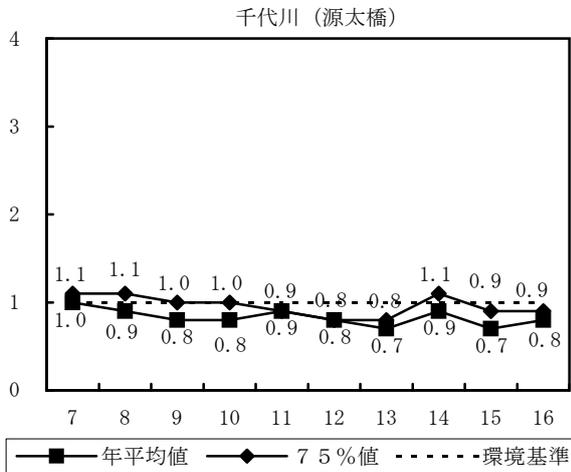
凡例

●	国土交通省
□	県
△	市

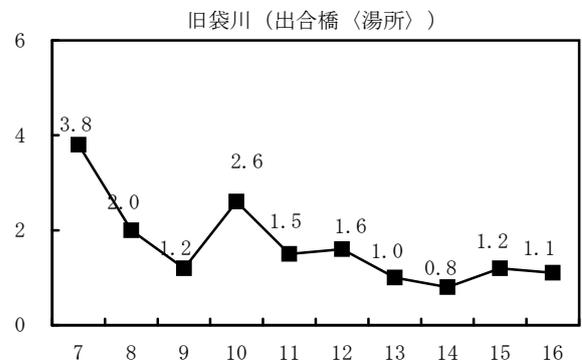
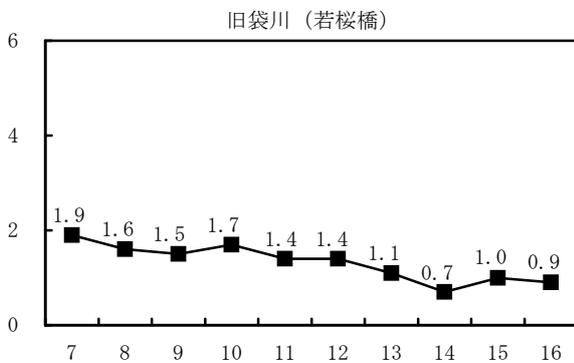
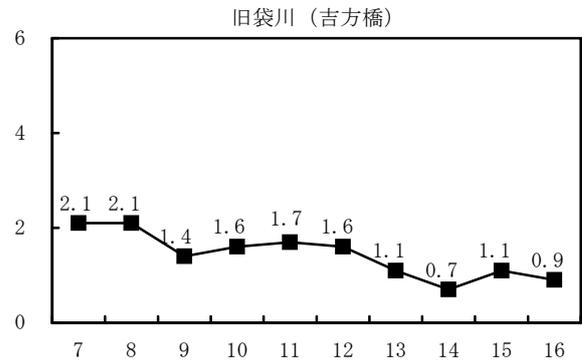
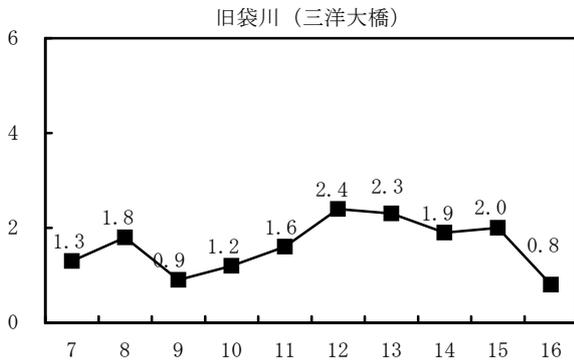


## 【測定結果】

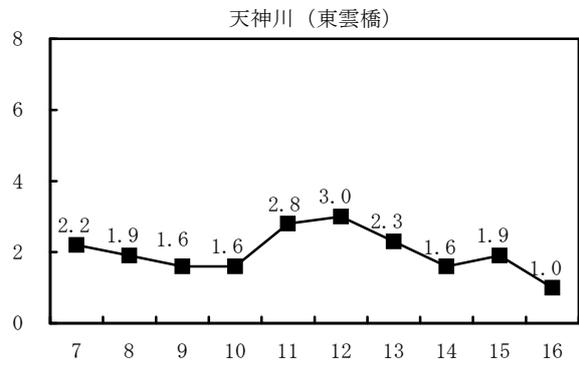
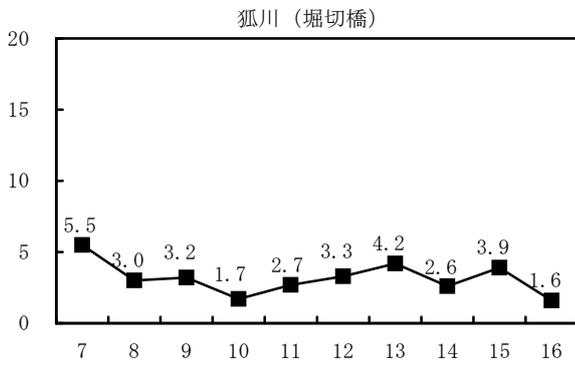
千代川における水質経年変化 (BOD 単位mg/ℓ)



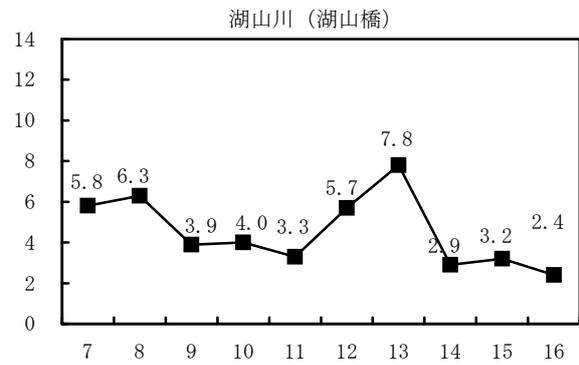
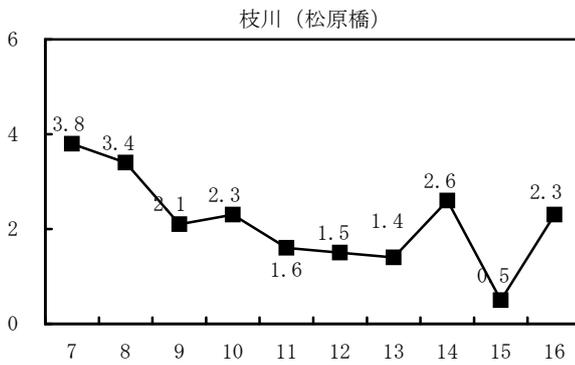
旧袋川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/ℓ)



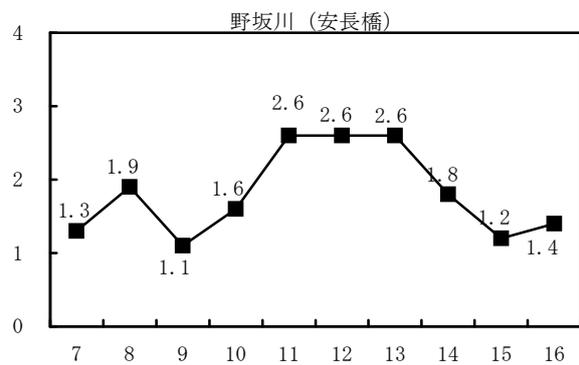
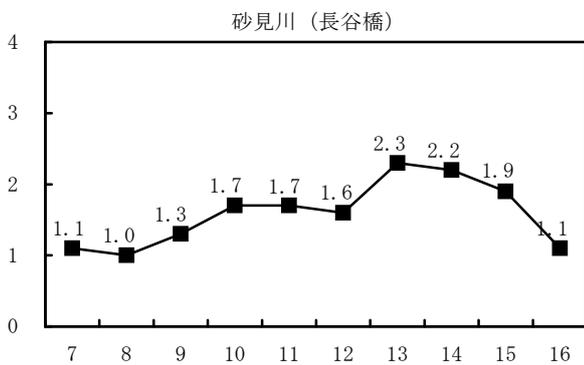
旧袋川の流入河川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)



湖山川等における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)



その他の河川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)

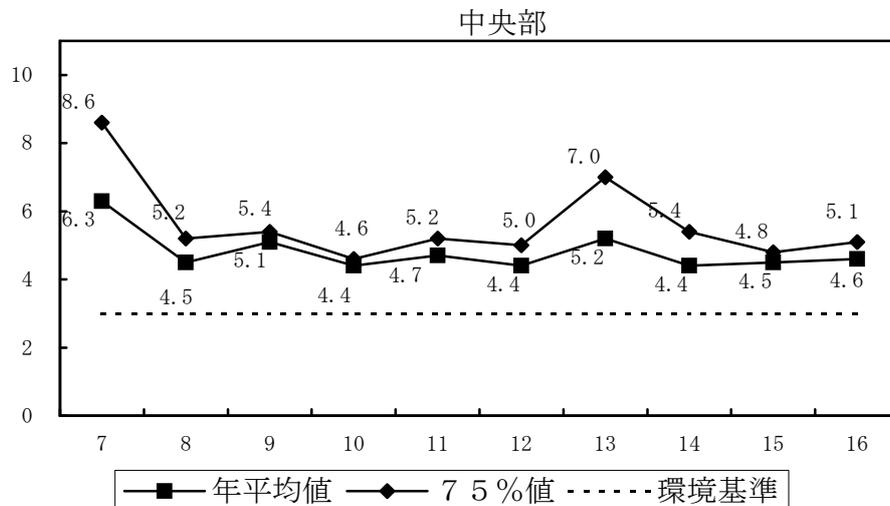


湖山池の水質経年変化

(単位：mg/ℓ)

地点	年度項目	9	10	11	12	13	14	15	16
中央部	COD	5.1 ( 5.4 )	4.4 ( 4.6 )	4.7 ( 5.2 )	4.4 ( 5.0 )	5.2 ( 7.0 )	4.4 ( 5.4 )	4.5 ( 4.8 )	4.6 ( 5.1 )
	T-N	0.62	0.51	0.53	0.38	0.52	0.44	0.42	0.40
	T-P	0.069	0.046	0.055	0.040	0.047	0.041	0.039	0.047
	Cl <sup>-</sup>	320	340	170	150	160	180	190	190
松原地先	COD	4.9 ( 5.4 )	4.5 ( 5.1 )	4.7 ( 5.4 )	4.4 ( 4.9 )	5.3 ( 6.2 )	4.6 ( 5.7 )	4.3 ( 4.6 )	4.6 ( 5.1 )
	T-N	0.53	0.55	0.58	0.41	0.53	0.51	0.36	0.43
	T-P	0.057	0.048	0.058	0.047	0.052	0.044	0.040	0.052
	Cl <sup>-</sup>	300	320	150	130	140	170	190	160
堀越地先	COD	5.1 ( 5.5 )	4.4 ( 4.8 )	4.6 ( 5.1 )	4.1 ( 4.7 )	5.2 ( 6.4 )	4.4 ( 5.3 )	4.4 ( 4.8 )	4.6 ( 5.1 )
	T-N	0.59	0.53	0.51	0.38	0.52	0.44	0.35	0.43
	T-P	0.063	0.044	0.050	0.038	0.047	0.042	0.039	0.048
	Cl <sup>-</sup>	320	340	170	150	160	180	190	190
布勢地先	COD	5.4 ( 6.2 )	4.8 ( 5.4 )	4.9 ( 5.6 )	4.5 ( 4.9 )	5.2 ( 6.9 )	4.5 ( 5.5 )	4.6 ( 5.0 )	4.6 ( 5.2 )
	T-N	0.64	0.60	0.53	0.38	0.47	0.42	0.38	0.40
	T-P	0.070	0.053	0.055	0.042	0.045	0.038	0.047	0.046
	Cl <sup>-</sup>	310	320	170	150	150	190	180	190

※数値は、各物質ごとの年平均値、 ( ) 内は75%値である。



### 【地下水】（年2回）

本市においては、市街地を中心に12地点の井戸で国土交通省と鳥取県が水質調査を実施しており、そのうち10ヶ所の測定地点（元町、片原、戎町、南町、行徳、寿町、元魚町、末広温泉町（2地点）、南吉方）の井戸においてふっ素及びほう素が環境基準を超過していた。

この原因としては、温泉水の混入等の自然的要因の汚染であると推定される。

県においては、井戸所有者への周知と飲用指導・モニタリング調査を継続している。

### 【ゴルフ場排水】（年1回）

本市における3か所のゴルフ場について、鳥取県が45種類の農薬の調査を実施しているが、いずれも指針値を超えていない。

## （2）水質汚濁防止対策

### ①工場・事業場対策

公共用水域に排水する工場・事業場については「水質汚濁防止法」や「鳥取県公害防止条例」により規制を行っている。さらに、本市と鳥取市公害防止協定を締結している企業に対して指導を行っている。

### ②生活排水の対策

公共用水域の水質の保全を図るため、工場排水規制に加え、生活系の排水対策についても取り組んでいる。

本市は、生活排水対策のため公共下水道・集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を推進している。なお、平成16年度末の生活排水施設整備状況は、92.5%となっている。

### 【公共下水道】

下水道は、生活排水を処理することにより公衆衛生を向上させ、河川など公共用水域の水質を保全するなど、快適な生活環境を確保するために重要な都市施設であり、生活雑排水の対策として、有効な手段の一つになっている。

本市の公共下水道普及率は平成16年度末で67.7%であるが、全体計画区域については平成26年度頃に整備完了予定である。

### 【集落排水施設】

本市の集落排水事業は、農業集落地域、漁業集落地域、林業集落地域などの各家庭等より排出されるし尿及び生活雑排水等の汚水を適正に処理することにより、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図り、農業集落地域等の下水道施設を整備する事業である。

平成16年度末で78地区（普及率：18.4%）の事業が完了しており、平成17年度に2地区、平成19年度に2地区の計82地区の事業予定である。

### 【合併処理浄化槽】

合併処理浄化槽は、各家庭においてし尿と生活雑排水を処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて性能が優れている。

本市では、下水道認可区域及び集落排水施設区域を除く地域を対象に、平成4年度から補助事業を実施している。

平成16年度末における設置状況は1,426基で、普及率は6.4%となっている。

**【啓発活動】**

河川、池の水質汚濁の原因は、工場、事業所の排水だけでなく、生活排水（台所の排水、洗濯の排水、ふろの排水等）も原因の一つになっている。このため、広報、パンフレット等をおして家庭でできる防止対策を啓発している。

特に水質汚濁の著しい湖山池周辺地域には、ろ過袋の使用を勧めている。

## 2 大気汚染

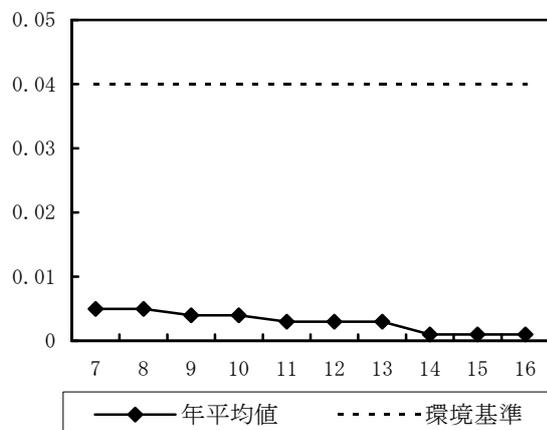
### (1) 大気汚染の現状

大気汚染に係る環境基準物質等の測定は、県が実施している。測定地点は、次のとおりであり、市内の2地点で測定を実施している。その測定結果を参考にして本市の大気汚染の現況をみると、大気汚染に関わる事業所が少ないこと、また自動車台数も少ないことなどから、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素とも環境基準に適合している。

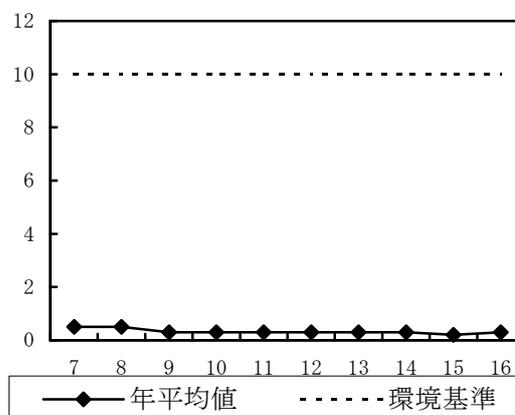
【市内の大気測定地点及び測定物質】

測定地点 (所在地)		測定物質					
		環境基準物質					降下ばいじん
		二酸化硫黄 <small>いおう</small>	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	
一般環境大気測定局	鳥取保健所 (江津)	○	○	○	○	○	
自動車排出ガス測定局	栄町交差点 (栄町)		○	○			
鳥取県東部総合事務所 (立川町)							○

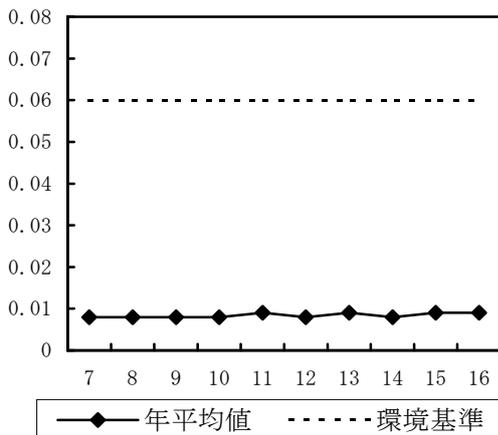
二酸化硫黄濃度経年変化図



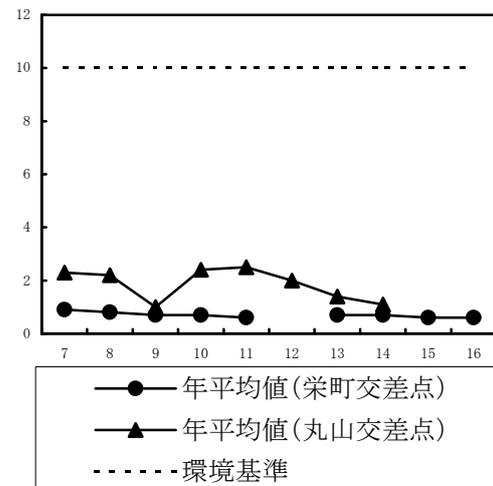
一酸化炭素濃度経年変化図



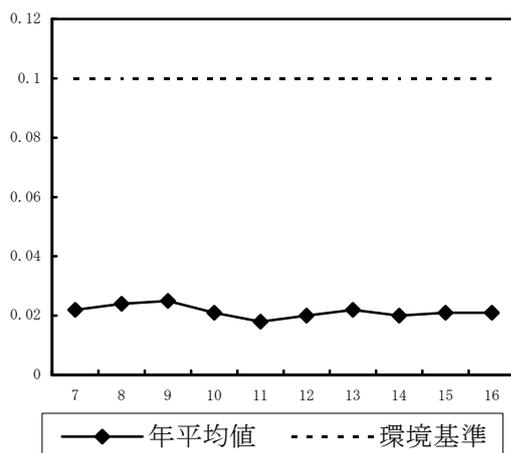
二酸化窒素濃度経年変化図



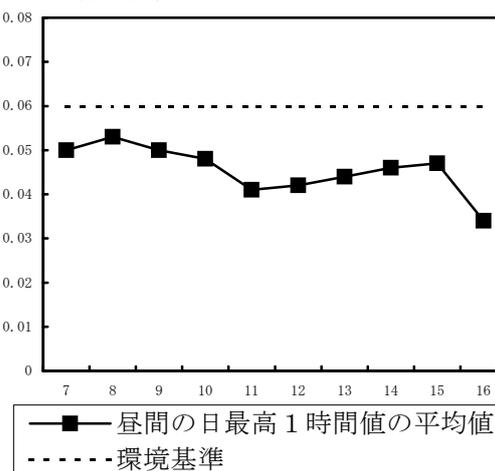
一酸化炭素濃度経年変化図  
(自動車排出ガス)



浮遊粒子状物質濃度経年変化図



光化学オキシダント濃度  
経年変化図



降下ばいじん量の経年変化

測定地点	鳥取県保健事業団(立川町)		鳥取県東部総合事務所(立川町)			
	測定年度	H12	H13	H14	H15	H16
最高 (t/km <sup>2</sup> /月)		14.8	13.2	7.7	9.1	7.1
最低 (t/km <sup>2</sup> /月)		0.9	1.1	2.5	3.0	2.9
平均 (t/km <sup>2</sup> /月)		4.9	4.9	3.9	3.4	3.7

## (2) 大気汚染防止対策

### ①大気汚染防止法による規制

ばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉等）、粉じん発生施設（コンベア、破碎機等）の設置者は、排出基準の遵守を義務づけられている。

現在、いおう酸化物・ばいじん・有害物質（塩化水素・窒素酸化物等）は、排出基準が定められている。なお、届出事務及び監視指導等は、県が実施している。

### ②自動車排出ガス規制

自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等の規制が行われ、排出ガス量の削減が図られている。

### ③鳥取県公害防止条例による規制

粉じん発生施設（打綿機等）に対し規制を行っている他、屋外におけるゴム、皮革、プラスチック、廃油、硫黄及びピッチ（これらを含む物も対象）など悪臭や黒煙を発生させる物質の野焼きを規制している。

### ④酸性雨対策

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の酸性を有する雨を総称する。酸性雨発生の原因は、人類の経済活動が盛んになり、化石燃料などの燃焼の増大に伴って、硫黄酸化物や窒素酸化物の大気中への排出量が増加したためである。硫黄酸化物は、石炭・石油等の化石燃料中の硫黄分を燃焼することによる工場や火力発電所等からのものである。窒素酸化物は、物が高温で燃焼している時に空気中の窒素が酸化されたり、燃焼中に含まれている窒素分が酸化されて発生するものが主体で、ボイラー、廃棄物焼却炉等のいわゆる固定発生源からのものと自動車等の移動発生源からのものである。

これらの物質が、大気中を移動している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水等の働きで酸化され、硫酸塩や硝酸塩の粒子に変化する。さらに、これらの粒子が雨や霧に取り込まれたり、粒子の状態地上に降りそそぐことによって発生する。酸性雨の被害は、森林を衰退させたり、湖沼を酸性にし魚類等を減少や死滅させるなど広域的なものとなる。

本市の雨の酸性度調査については、県が実施している。その結果は次表のとおりであり、酸性の傾向を示している。

雨の酸性度調査結果

調査地点	水素イオン濃度 (pH)									
	年 平 均 値									
	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
鳥取保健所	4.6	4.6	4.8	4.9	5.0	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7

### 3 騒音

#### (1) 騒音の現状

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に及ぼす影響が大きく、発生源も工場・事業所、建設作業、自動車など多種多様で、苦情も多く寄せられている。

#### ①自動車交通騒音調査結果

平成16年度は3地点で県が自動車騒音調査を行った。

測定場所	時間区分	環境基準値 (デジベル)	騒音レベル実測 (デジベル)	環境基準値 達成状況
国道9号線 湖山町東3丁目	昼間	70	68	○
	夜間	65	64	○
国道53号線 青葉町	昼間	70	72	×
	夜間	65	68	×
主要地方道鳥取鹿野倉吉線 古海	昼間	70	71	×
	夜間	65	65	○

時間の区分 昼間：午前 6時～午後10時

夜間：午後10時～翌日の午前6時

#### ②その他の騒音調査

騒音については、通報や苦情の申し立てによって適時調査している。

しかし、法や条例による規制が難しい日常生活に伴って発生する騒音に対する苦情が多くなっている。

(2)騒音防止対策

①工場・事業場騒音対策

特定工場等に対しては、騒音規制及び鳥取県公害防止条例に基づき規制基準を遵守するよう指導している。その他の工場等に対しては、法及び条例には準じて指導している。

また、深夜(午後10時～翌日午前6時)における全ての事業場等からの騒音及び拡声器を使用する場合の騒音については、鳥取県公害防止条例により規制されている。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間				都市計画法に基づく用途地域
	昼間 午前8時～ 午後7時	朝 ・ 夕		夜間 午後10時～ 翌日午前6時	
		朝 午前6時～ 午前8時	夕 午後7時～ 午後10時		
第1種区域	50デジベル	45デジベル		45デジベル	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	60デジベル	50デジベル		45デジベル	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65デジベル	65デジベル		50デジベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70デジベル	70デジベル		65デジベル	工業地域

(昭和49年9月17日鳥取県告示第778号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

【鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	午後10時～翌日午前6時		
第1種区域	45デジベル		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域			第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	50デジベル		近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	65デジベル		工業地域

②特定建設作業騒音対策

特定建設作業に対しては、騒音規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導している。

特に、作業場所の周辺に住居等が密集している場合は、事前に周辺住民に周知するよう指導している。

【特定建設作業に対する規制】

規制内容 作業内容(概要)		基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
		(敷地境界線)	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
①	くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	85 デジベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内	日曜日 その他の休日	
②	びょう打機								
③	さく岩機								
④	空気圧縮機								
⑤	コンクリートプラント 又は アスファルトプラント								
⑥	土木機械(ブルドーザー、 バックホウ、トラクター ショベル)								
適用除外		災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域……第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域にある学校、病院等の敷地の周囲  
おおむね80メートルの区域  
2号区域……上記以外の第4種区域

③自動車騒音対策

自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっている。

## 4 振 動

### (1) 振動の現状

振動の発生源は、工場、建築・土木工事、道路交通等によるもので、身体的な不調原因や建物等へ被害を生じさせる原因となっている。

#### ① 振動調査

振動については、通報や苦情の申し立てによって適時調査している。

### (2) 振動防止対策

#### ① 工場・事業場振動対策

特定工場に対しては、振動規制法に基づき規制基準を遵守するよう指導している。  
その他の工場等に対しては、法に準じて指導している。

#### 【規制区域と規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	昼 間 午前8時～ 午後7時	夜 間 午後7時～ 翌日午前8時	
第1種区域	60デジベル	55デジベル	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
第2種区域	65デジベル	60デジベル	

(昭和53年6月9日鳥取県告示第531号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

#### ② 特定建設作業振動対策

特定建設作業に対しては、振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導している。

特に、作業場所の周辺に住居等が密集している場合は、事前に周辺住民に周知するとともに振動防止対策を講じて作業をするよう指導している。

#### 【規制区域と規制基準】

規制内容 作業内容(概要)	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
	(敷地境界線)	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
① くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	75 デジベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内		日曜日 その他の休日
② 鉄球を使用する 破壊作業								
③ 舗装版破碎機								
④ ブレーカー								
適用除外	災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域……第1種区域及び第2種区域にある学校、病院等の敷地の周囲おおむね80メートルの区域  
2号区域……上記以外の第2種区域

#### ③ 自動車振動対策

自動車振動が一定の限度を超えているところにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっている。

## 5 悪臭

### (1) 悪臭の現状

悪臭の発生源は製造業や畜産業など多様多種であり、そのほとんどが低濃度の複合臭で、規制は困難な面がある。

#### ① 悪臭調査結果

平成16年度は、事業所等4地点で悪臭物質の濃度を測定した。

【平成16年度悪臭物質測定結果表】

(単位:ppm)

発生源区分 規制区域	魚粉製造業 A区域	下水処理場 A区域	養鶏業		
			規制区域外	規制区域外	
悪臭物質	アンモニア	0.1	0.1	0.1~1.1	0.1~0.4
	トリメチルアミン	0.0005~0.0008	—	—	—
	プロピオン酸	0.003	—	<0.003	0.003
	ノルマル酪酸	0.0005	—	0.0005~0.0009	0.0005
	ノルマル吉草酸	0.0005	—	0.0005~0.0006	0.0005
	イソ吉草酸	0.0005	—	0.0005	0.0005
	硫化水素	—	<0.002	—	—
	硫化メチル	—	0.002	—	—
	二硫化メチル	—	<0.0009	—	—

### (2) 悪臭防止対策

#### ① 法による規制

悪臭防止法により規制区域内の全ての事業所は、規制基準を遵守しなければならないことになっている。

【規制区域と規制基準】

(単位:ppm)

規制物質名	悪臭防止法の地域区分		規制物質名	A・C区域
	A区域	C区域		
アンモニア	1	5	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	0.01	プロピオンアルデヒド	0.05
硫化水素	0.02	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
硫化メチル	0.01	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02
トリメチルアミン	0.005	0.07	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
二硫化メチル	0.009		イソバレルアルデヒド	0.003
アセトアルデヒド	0.05		イソブタノール	0.9
スチレン	0.4		酢酸エチル	3
プロピオン酸	0.03		メチルイソブチルケトン	1
ノルマル酪酸	0.001		トルエン	10
ノルマル吉草酸	0.0009		キシレン	1

(平成9年3月25日鳥取県告示第217号)

#### ② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例により、ゴム、皮革、プラスチック、廃油、硫黄、ピッチなど悪臭を発生させる物を屋外で燃焼させること(野焼き)は禁止されている。

## 6 公害苦情

平成16年度に市民から寄せられた公害苦情件数は、96件であった。その内訳は、大気汚染25件(26%)で第一位となっており、続いて悪臭19件(20%)、騒音が14件(15%)である。

経年的に見ると、近年、大気汚染に関する苦情が多くなってきている傾向にある。

苦情の申立てがあった場合、速やかな調査、対応を実施しており、解決率は毎年ほぼ95%以上となっている。

### 苦情内容

- (1) 大気汚染 …… 焼却に伴う煙 (25件)
- (2) 悪 臭 …… 動物等の糞 (19件)
- (3) 騒 音 …… 工事に伴う騒音 (14件)

苦情件数種類別発生状況の年次推移と年度別解決率 (単位：件)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合計	解決率
6	1(3)	7(20 <sup>5</sup> )	12(35)	2(6)	5(15)	7(20 <sup>5</sup> )	34	(97)
7	5(15)	4(12)	10(30)	2(6)	6(18 <sup>5</sup> )	6(18 <sup>5</sup> )	33	(97)
8	1(4 <sup>5</sup> )	1(4 <sup>5</sup> )	10(45)	0(0)	4(18)	6(27)	22	(95)
9	11(32)	3(9)	6(18)	1(3)	4(12)	9(26)	34	(94)
10	24(47)	0(0)	6(12)	0(0)	5(10)	16(31)	51	(100)
11	34(49)	1(1.5)	10(14)	1(1.5)	10(14)	14(20)	70	(100)
12	24(31)	12(15)	16(21)	5(6)	11(14)	10(13)	78	(100)
13	11(35)	0(0)	6(19)	3(10)	4(13)	7(23)	31	(100)
14	13(22)	2(3)	21(35)	0(0)	12(20)	12(20)	60	(100)
15	27(39)	5(7)	14(20)	1(1)	12(17)	11(16)	70	(96)
16	25(26)	11(11)	14(15)	2(2)	19(20)	25(26)	96	(99)

注：( )内は%

## IV 資料

### 鳥取市自然保護及び環境保全条例

昭和 47 年 10 月 13 日

鳥取市条例第 29 号

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

##### (市の責務)

第 2 条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

##### (市民の責務)

第 3 条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

##### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

##### (環境基準の設定)

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

- 2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

##### (普及、啓発等)

第 6 条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

(見出…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

#### 第 2 章 都市の緑化

##### (市街の緑化)

第 7 条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

- 2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。
- 3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

##### (樹木等の保護)

第 8 条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

(修景緑化街区の指定等)

第9条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

- 2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

### 第3章 自然の保護

(自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び溪谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等(以下「保護地区」という。)を指定することができる。

- (1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区
  - (2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
  - (3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であつて、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区
- 2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。
  - 3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。
  - 4 [第9条第3項](#)の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

(1項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

- 2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

(保護地区の行為の制限)

第 15 条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前 3 項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

(3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

#### 第 4 章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第 16 条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第 17 条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第 18 条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第 19 条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気の汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第 20 条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排出水の処理)

第 21 条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(水道水源の保全)

第 21 条の 2 何人も、水道の水源及びその周辺の環境が飲料水に与える影響を認識し、その水質の保全に努めなければならない。

(本条…追加〔平成 16 年条例 12 号〕)

(広告物等の処理)

第 22 条 広告物等の設置者は、常に地域的美観を損なわないように努め、利用後は直ちに回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

## 第 5 章 環境保全審議会

(設置)

第 23 条 自然保護及び生活環境の保全並びに公害の防止等環境保全を図るため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、鳥取市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(所掌事務)

第 24 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員

(1・2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕、2 項…一部改正〔平成 13 年条例 19 号〕)

(任期)

第 26 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(専門委員)

第 29 条 審議会に専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境下水道部で処理する。

(本条…一部改正〔平成7年条例1号・15年1号〕)

(審議会への委任)

第31条 審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(見出…全部改正〔平成12年条例8号〕)

#### 第6章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第32条 [第1条](#)の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。

3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第33条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

2 市長は、[第13条](#)の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第34条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第35条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

#### 第7章 雑則

(立入調査)

第36条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市公害対策審議会設置条例(昭和46年鳥取市条例第7号)は、これを廃止する。

(昭和50年条例第5号から昭和53年条例第19号までの改正附則省略)

附 則(平成7年3月29日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成13年3月23日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正 昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号 昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号 平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号

平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取市自然保護及び環境保全条例（昭和 47 年鳥取市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(修景緑化街区等の指定等の告示)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項（同条例第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 指定等の地区の名称（保存樹木等にあつてはその樹木又は樹林の名称）
- (2) 指定等の区域又は面積（保存樹木等にあつては本数）
- (3) 指定等の要旨
- (4) 指定等の年月日
- (5) その他必要な事項

(木の日及び花の日)

第 3 条 条例第 11 条の規定による木の日及び花の日は次のとおりとする。

- (1) 木の日 11 月 3 日
- (2) 花の日 4 月 29 日

(許可申請)

第 4 条 条例第 15 条第 3 項の規定による許可を受けようとする者は、保護地区内における行為の許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び位置図、平面図その他必要な書類を添付しなければならない。

(保護地区内における工作物の基準)

第 5 条 条例第 15 条第 4 項第 3 号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル
- (2) 道路 幅員 2 メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ 30 メートル
- (4) その他の工作物 高さ 10 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル

(証明書)

第 6 条 条例第 36 条第 2 項に規定する証明書は、様式第 2 号のとおりとする。

(備付台帳)

第 7 条 修景緑化街区、保護地区及び保存樹木等台帳は、様式第 3 号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 地球はいま、傷ついています。

森林は、世界の陸地の約3分の1を占めています。しかし近年、熱帯地域の開発途上国で、急速に森林が減少しています。

森林の減少によって、生態系を崩し、貴重な動植物が亡びてしまうことにもなりかねません。ひいては、私たちの存在も危ぶましております。

私たちができる森林保護の第一歩。豊かで便利な暮らしに、紙製品は欠かせません。しかし、森林資源の浪費は地球を蝕む大きな原因です。

樹木の代わりに、古紙（再生紙）を上手に利用すれば、貴重な木の伐採をもっと減らすことができます。上質古紙1トンから上質の65メートル巻トイレトペーパーが約5,000ロール再生できます。

古紙（再生紙）の利用は、緑を守るためのささやかな、けれども確かな第一歩です。

本書は再生紙を使用しています。